

官僚に対する蔑称： 米国商標登録への視点変化における新たな一歩

筆者：シーマ・メータ (Seema Mehta)

過去10年間、登録を受けられる商標に対するいくつかの制約が言論の自由の観点から違憲であるとの判定が下されてきました。そのような制約の合理性及び実用性をめぐり、活発な議論がされてきました。米国では旧来より、アメリカ合衆国憲法修正第1条に基づき、スキャンダラス、攻撃的、または誹謗的な商標の登録可能性に対するどの制約よりも、言論の自由の基本的な権利を優先させてきました。米国連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) による最近の判決に関し、言論の自由の権利をそのように優先させることは度を越しているという意見が上がっています。それもそのはず、今回の事件の背景が少し違います。官僚を批評するものだったのです。

Elster 事件に対する判決¹は、衣類などの着用できる商品に使用される TRUMP TOO SMALL という商標の登録願に関するものです。商標審査官は最初に、ランハム法2条(c)に基づき、特定の個人(今回の場合、米国前大統領)の氏名を無断で使用する商標の登録は認められないという理由で当該商標の登録を拒絶しました。この事件に関係するランハム法2条(c)は、「特定の生存する個人を示す氏名、肖像もしくは署名(本人の書面同意がある場合を除く)、または死没した米国大統領の氏名、署名もしくは肖像(未亡人の存命中に限り、当該未亡人の書面同意がある場合を除く)からなる、または含む」商標の登録を禁じると規定しています²。

¹ 26 F.4th 1328 (Fed. Cir. 2022).

² 15 U.S.C. § 1052(e).

Elster は、その登録の拒絶は憲法修正第 1 条に基づく自身の言論の自由の権利に違反していると反論した上で、当該商標は名指した個人に関する誹謗的な批判ではなく、2016 年以來の大統領候補者討論会を参考して政治的な評論として作られたものであると更に主張しました。思慮分別のある人であれば、その主張の妥当性について異なる意見を持つかもしれません。Elster の主張にもかかわらず、商標審査官は拒絶を維持し、登録権の拒絶は言論の自由に対する制限ではないと具体的に述べた上で、当該商標の登録を拒絶しました。米国特許商標庁商標審判部 (TTAB) は、審査官による商標登録拒絶を支持しました。

上訴では、CAFC は TTAB の判定を覆しました。決定的に、上訴裁判所は、官僚に対する批評をなす Elster の商標出願に適用しているランサム法 2 条 (c) の制約は違憲であると判定しました。CAFC による *Elster* 判決は、同様にランサム法 2 条 (c) に関係する 2 つの最近の米国最高裁判所事件に基づいて倣って下されました。*Matal v. Tam* 事件 (582 U.S. ___, 137 S. Ct. 1744 (2017)) において、裁判所は、修正第 1 条に違反するとし、同法 2 条 (a) の「誹謗中傷」規定を全体として無効にしました。次に、*Iancu v. Brunetti* 事件 (588 U.S. ___, 139 S. Ct. 2294 (2019)) において、裁判所も、同法 2 条 (a) の「不道徳的かつスキャンダラス」に関する規定を全体として違憲であるとの判定を下しました。両方の最高裁判所判決は共に、「政府は言論が伝達しようとする概念や見解によって言論を差別してはならない」という「言論の自由の法律の核心となる原理」に依拠し、「観点に基づく差別」 (viewpoint discrimination) により、ランサム法 2 条 (c) の両方の規定の無効が決定的となったとの結論を下しました。

CAFC は、その *Elster* 判決において、修正第 1 条の主な目的が「政務に対する討論の自由を保護すること」であり、この商標がその一例であって、言論の自由が T シャツによって販売されるか贈与されるかはさほど重要ではないと説明しました。裁判所は以下のように述べました。

「商標のコンテキストにおいて、（ここでは主張されていないが）少なくとも実際に悪意がない場合に、官僚や公人への批評に対する言論の制約に関し、政府はプライバシーやパブリシティに利害関係を持たないから、USPTOによるElsterの商標登録の拒絶を認めることはできない。」

Elsterは、コンテキストに関係なく、規定全体に対し直接訴訟ではなく、自身の出願に適用された条項に対する違憲訴訟のみを提起したので、CAFCは、2条（c）を全体として無効にするその手前で止まりました。結果として、裁判所は具体的に、USPTOがElsterの出願に対する規定の適用に限定して判決を下しました。しかしながら、CAFCは、2条（c）の適用範囲が広すぎたという可能性があり、それが全体として無効となる要因となり得ると特に言及しました。修正第1条の過度の広汎性の理論（*overbreadth doctrine*）から、ある法律の適用が明白に合法の広い範囲を有することに関連して違憲であると相当な回数で判断された場合、その法律は許し難いほど広すぎるとして無効とされ得るということが分かります。裁判所が指摘したように、法令は、公共的に重要な事項、芸術的な変換、またはその他の修正第1条の利害関係に対するパロディ、批評、評論を促進するような、公人に係る商標を除外する裁量権をUSPTOに与えていません。それにより、修正第1条適用の表現を構成する商標を、生じる前から制約する権力が実質的に全ての公人に与えられています。それにもかかわらず、CAFCは具体的に、そのような問題をきっちりと呈する今後の事件について潜在的な過度の広汎性の憲法上の問題に対する判決を保留しました。

世界中の大多数の司法制度において、公の秩序や道徳に反する商標の登録を禁じるという理由から、そのような商標は登録を受けられません。それとは対照的に、米国は常に、人や場所に対する批評よりも、言論の自由や宗教の自由などの基本的な権利を優先させています。*Tam* 事件、*Brunetti* 事件及び *Elster* 事件に関

係するランダム法の規定は全てこれらの優先順位とは正反対です。国際知的財産保護協会 AIPPI が最近、この議題をめぐる制度調和の討論に取り組みました。具体的に、提案された決議案の中心となったのが公の秩序や道徳に反する商標の登録可能性は許可されるべきか拒絶されるべきかという基本的な質問でした。2021年のAIPPI世界会議において、米国代表団は、特定の商標の商標権が認められるように、拒絶という形をなした政府による表現への抑制よりも基本的な権利を優先させるべきであると他の国の代表団を説得するのに「苦戦」に直面しました。最終的に、AIPPIの制度調和決議において、米国が修正第1条の憲法上の権利として特徴を付けようとしたものを考慮してもらえませんでした。寧ろ、公の秩序や道徳に反する商標の登録可能性を極めてはっきりと反対する内容となっていました³。

2023年1月27日、米国政府は、最高裁判所に、CAFCの判決を審理するように移送命令（writ of certiorari）の請願を提出しました。当該請願において、米国政府は、*Elster* 事件は間違いなく観点に基づく区別に関わっていないから、*Tam* 事件及び *Brunetti* 事件を観点事件として *Elster* 事件と区別しています。ここで、再び、思慮分別のある人であれば、その主張された区別の正確性や妥当性について異なる意見を持つかもしれません。応答が2023年2月27日までに行われず。最高裁判所はその事件を審理するか、そして、審理する場合、どのように問題を判定するかは未知数です。

³ 筆者は米国代表団の関連検討委員会の一員として AIPPI の会議に参加しました。AIPPI とこの議題を討論する決議に関するより詳しい情報は以下のリンクからご参照ください。<https://aippi.soutron.net/Portal/Default/en-GB/RecordView/Index/4155>.